

平成21年3月18日

福崎町発注工事における暴力団員等の不当介入排除について

福崎町と兵庫県警とは、平成21年3月16日付けで、「福崎町発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」を別紙のとおり締結しました。

つきましては、実際に請負者が不当介入を受けた場合には、下記のとおり対処いただきますようお知らせします。

記

1. 警察への届出と捜査協力

福崎町発注工事において、請負者が暴力団員等から不当要求又は工事妨害を受けた場合、当該請負者は兵庫県警に届出るとともに捜査に協力してください。

【届出先】：兵庫県福崎警察署 知能犯組織犯罪対策係

住所 〒679-2214 福崎町福崎新 376 番地の3

電話 (0790) 23-0110

2. 福崎町への報告

当該請負者は、前述の届出に加え、福崎町へも報告してください。

【報告先】：福崎町企画財政課 財政管財係

住所 〒679-2280 福崎町南田原 3116 番地の1

電話 (0790) 22-0560 内線 232

3. 保護対策等

兵庫県警察は、当該届出の内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、取締りや行政命令の発出並びに当該請負者及び町職員等関係者に対して万全の保護対策を講じることとなっています。

福崎町発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書

福崎町が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）からの暴力団の排除を一層徹底するため、福崎町長と兵庫県福崎警察署長（以下「福崎警察署長」という。）とは、相互に緊密な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

（届出等の義務付け）

第1条 福崎町長は、発注工事において、請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、福崎警察署長への届出及び捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への届出等」という。）並びに福崎町への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。

（町への通知）

第2条 福崎警察署長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの届出等を受けたときは、その内容を、別記様式1により、速やかに福崎町長に通知するものとする。

（県警への通知）

第3条 福崎町長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を、別記様式2により、速やかに福崎警察署長に通知するものとする。

（保護対策等）

第4条 福崎警察署長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への届出等及び発注者への報告を行ったときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出並びに当該請負者及び福崎町職員等関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

（対応状況等の連絡）

第5条 福崎警察署長は、第4条の対応状況等について、当該請負者及び福崎町長に対し、適時連絡するものとする。

(警察への届出等の懈怠等)

第6条 福崎警察署長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、別表様式3により、速やかに福崎町長に通報するものとする。

(相互協力)

第7条 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、福崎町長及び福崎警察署長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(補則)

第8条 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成21年3月16日

兵庫県福崎警察署長 坂元正幸 印

兵庫県神崎郡福崎町長 嶋田正義 印

(別記様式略)